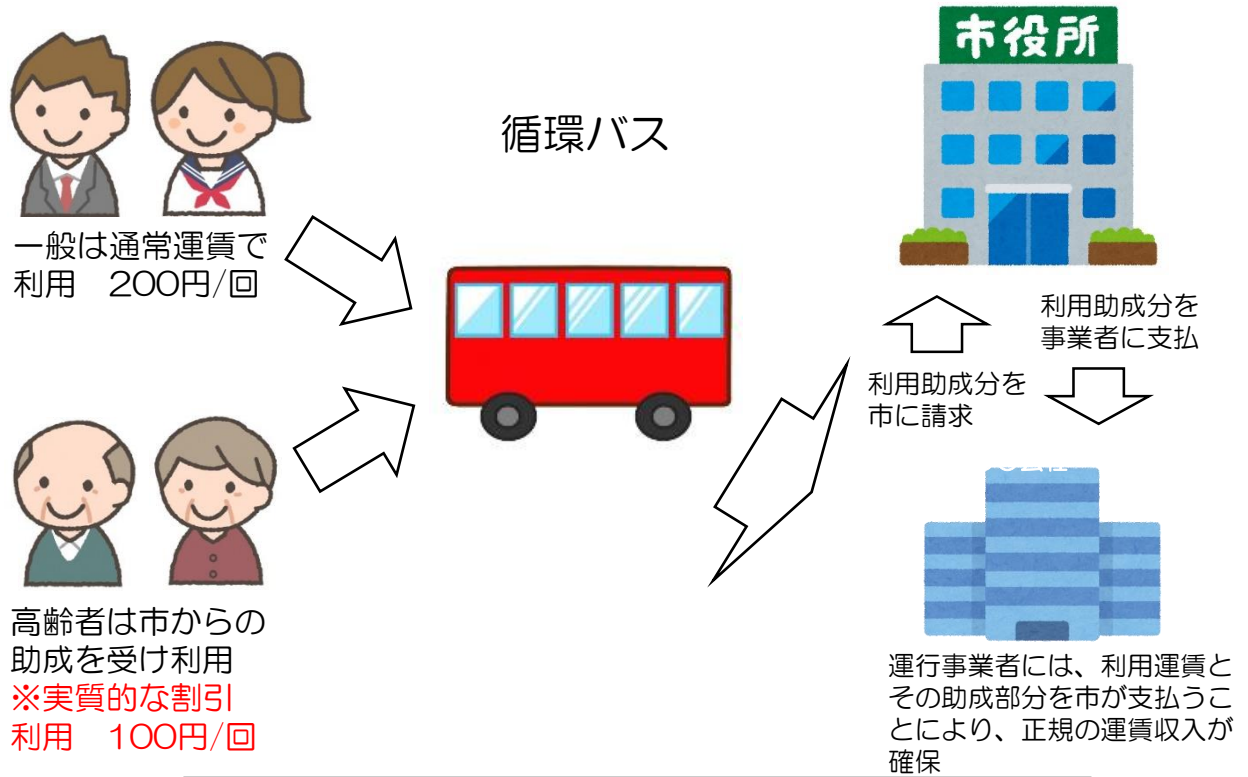


高齢者等利用助成について

○以下の助成手法（案）を念頭に、市において詳細を検討中。

- ・高齢者（75歳以上）の市内循環バスの利用に対し、市が100円を助成し、実質100円で利用できるようにする。



○手続き方法（イメージ）

- ①利用助成券の交付を市役所窓口申請
- ②年齢等本人が確認され、利用助成券が渡されます
- ③循環バス利用時に利用助成券を活用

※将来的には、市内循環バスだけでなく、そのほかの市内の公共交通での利用促進につながる汎用性のあるものを検討。

<参考事例：越生町地域公共交通利用料金助成事業 バス利用券>

越生町地域交通利用料金助成事業 バス利用券

有効期限：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

登録番号及び利用日時は、利用者ご本人が記入してください。

登録番号	第	号	利用日時	平成	年	月	日	時	分
助成額	100円		見本						

越生町長 新井雄啓 増え乗入 間部誠史 町長之印

― 利用上の注意事項 ―

- ・本券は、越生町地域交通利用料金助成事業が発行されている本人のみ利用できます。
- ・本券は、表紙裏面のバス路線のみ利用できます。
- ・本券は、1回の乗車につき3枚を上限としてご利用になれます。上限を超えたとき、又は100円で割り切れない金額の運賃は、利用者の負担になります。（※釣り銭不要と言っても、利用できません。）

乗務員の方へ

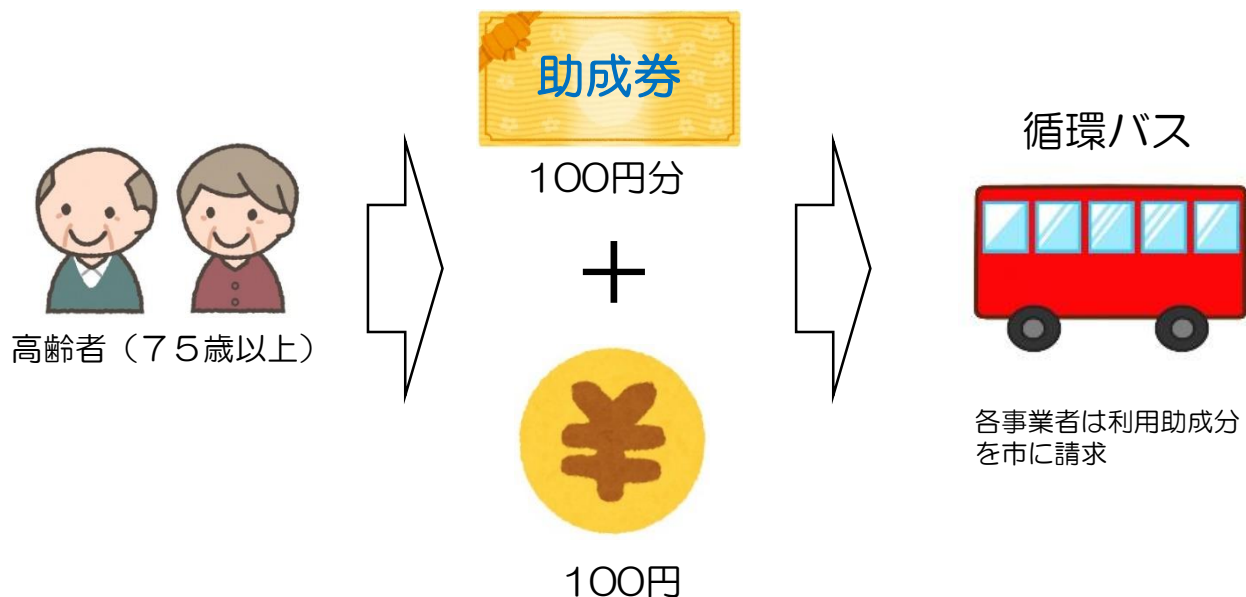
- この利用券の提出があった時は、1回の利用運賃から利用券枚数（3枚まで）に100円を乗じた額を差し引いた利用運賃を利用者から預かってください。
- この利用券は、越生町地域交通利用料金助成事業に記載された本人のみ利用できます。必ず利用者証の提示を依頼してください。
- 提示された利用者証の登録番号及び利用日時が記入されているか確認してください。

注意事項 ※間違った利用がないように、利用者へお話しください。

- ◆利用券に対するお釣りは出ません。「お釣りはらない」と言っても、100円で割り切れない自己負担分の運賃として利用することはできません。
- ◆他人の利用券を譲受けての利用はできません。
- ◆間違った利用による利用者からの苦情等がないようにお願いします。バス事業者（運転手等）の過失や不正利用につながる指導等が発覚した場合、協定を解除する場合があります。

○利用助成の方法例

例１：高齢者（７５歳以上）の申請があった人に対し、市が市内循環バス利用助成券（仮名）を発行し、利用降車時に助成券と助成分を差し引いた利用金額（１００円）を支払う。



例２：高齢者（７５歳以上）の申請があった人に対し、市があらかじめ利用運賃負担分（１００円×〇〇回）を預かった上で、市内循環バス利用券（仮名）を発行し、利用降車時に利用券を乗務員に渡す。

